

千葉県告示第65号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年2月2日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年2月2日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 小中台町114号線	稲毛区小仲台6丁目32番9から 稲毛区小仲台6丁目30番7まで	令和3年2月2日